

令和 6 年和光市議会 3 月定例会

提出議案の概要

和光市

議案第1号	和光市副市長の選任について
担当	職員課

【目的】

和光市副市長に、新たに諸戸修二氏を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。

【内容】

東京都世田谷区野沢1丁目30番12号

諸戸 修二

議案第3号	和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	デジタル推進課

【目的】

令和5年6月9日に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「法」といいます。）が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第二が廃止されます。これに伴い、条例及び施行規則中の法別表第二を引用して規定している箇所の改正を行うものです。また、「和光市乳幼児医療費助成に関する条例及び和光市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則」を廃止することに伴い、条例中に規定している箇所の削除を併せて行うものです。

【内容】

- 1 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
 - (1) 個人番号の利用範囲（第4条）
 - 法別表第二から引用していた箇所の修正
 - (2) 個人番号の利用範囲（第4条） 別表第1
 - 和光市乳幼児医療費助成に関する条例による事務を削除
 - (3) 個人番号の利用範囲（第4条） 別表第2
 - 法別表第二から引用していた箇所の修正及び和光市乳幼児医療費助成に関する条例による事務を削除

議案第4号	和光市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	都市整備課

【目的】

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

【内容】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、和光市空家等対策協議会条例において引用する条項が変更となったことから、規定の整理を行うものです。

条例第1条の改正部分

【改正前】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、



【改正後】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、

条例第2条の改正部分

【改正前】

協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画



【改正後】

協議会は、法第7条第1項に規定する空家等対策計画

【施行期日】

公布の日から施行します。

議案第5号	和光市監査委員条例及び和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	監査委員事務局、上下水道部企業経営課

【目的】

令和5年法律第19号による地方自治法の一部改正に伴い、令和6年4月1日から、本条例の引用条項が変わるために、当該引用条項を改めるものです。

【内容】

和光市監査委員条例及び和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において引用している地方自治法第243条の2の2の規定が一部改正により、第243条の2の8に改められるため、当該引用条項を改めるものです。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第6号	職員の育児休業等に関する条例及び和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課

【目的】

地方自治法の改正により令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

【内容】

勤勉手当を支給することについて規定します。

期末手当・勤勉手当を合わせた年間支給割合は、一般職の常勤職員と同様に4. 5月とします。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第7号	和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	学校教育課

【目的】

令和元年度の消費税率の引き上げに伴い増額改定して以降、財政状況等に鑑み据え置きとしてきたところです。しかしながら、昨今の物価の高騰や新型コロナウイルス感染症に伴う業務の増加等の影響に鑑み報酬額について、算定基準に基づく昇給率により改正を行うものです。

【内容】

学校医・学校歯科医の年額の報酬額を215,000円から219,000円に、学校薬剤師の年額の報酬額を131,000円から134,000円に改正します。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第8号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	保険年金課

【目的】

和光市国民健康保険ヘルスプランに基づき保険税率を改正するとともに、令和5年度の地方税法施行令の一部改正に基づき賦課限度額を改正する。

【内容】

基礎課税額の所得割額を「100分の7.2」から「100分の7.3」に改め、資産割額を削り、均等割額を「18,000円」から「21,000円」に、平等割額を「18,000円」から「9,000円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を「100分の2.2」から「100分の2.3」に改め、介護納付金課税額の所得割額を「100分の1.7」から「100分の1.8」に改める。

後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「20万円」から「22万円」に改める。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第9号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	戸籍住民課

【目的】

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が令和6年3月1日に施行され、戸籍謄本等の広域交付、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付等に関する事務が開始されます。これに付随し、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正された事に伴い、所要の改正を行います。

【内容】

(1) 戸籍謄本等の広域交付の開始

これまで本籍地のみに限定されていた戸籍謄本等の交付が本籍地以外の全国の市区町村においても可能となり、窓口で他の市区町村に存在する自己、配偶者、直系尊属、直系卑属の戸籍謄本等が取得できるようになることについて、条文に規定します。

なお、広域交付にかかる手数料につきましては、戸籍謄本等の手数料と同額です。

(2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行

新たに電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を提供するための識別符号（戸籍電子証明書提供用識別符号）の発行が開始されることに伴い、窓口で識別符号を取得する際の手数料等を条文に規定します。

- ・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円／1件
- ・除籍（改製原戸籍を含む）電子証明書提供用識別符号の発行 700円／1件

(3) 戸籍届書等情報の内容証明書の交付

戸籍届書等情報（戸籍届書及びその添付書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付及び届書等情報の内容を出力したものの閲覧が可能になることに伴い、窓口で内容証明書を取得する際の手数料等を条文に規定します。

- ・届書等情報の内容の証明書の交付 350円／1件
- ・届書等情報の内容を表示したものの閲覧 350円／1件

【施行期日】

令和6年3月1日

議案第10号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	都市整備部建築課

【目的】

今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正法の施行に伴い、和光市手数料条例において引用する法律名等の変更をするものです。

【内容】

引用法律名等の変更

別表（第2条関係）（8）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を

・「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改めます。

・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改めます。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第11号	和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
担当	保育施設課

【目的】

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第三十九号）」の改正に伴い、それに即した改正を行うものです。

【内容】

- 1 掲示を求められていた重要事項を電磁的方法でも公衆の閲覧に供さなければならぬように見直す改正です（第25条）。
- 2 電磁的記録媒体について、磁気ディスク、シー・ディー・ロムなど特定の媒体に制約されないようにする改正です（第57条）
- 3 その他条ずれの解消などの調整を行うものです。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第12号	和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康部長寿あんしん課

【目的】

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条に基づき、第9期和光市介護保険事業計画による介護保険料を定める等の改正を行うため、和光市介護保険条例の一部を改正するものです。

【内容】

(1) 保険料率の改正（第7条）

第9期和光市介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料を定めるため、現行の規定を次のように改正します。

保険料（政令に定める保険料算定の基準額）

（改正前）第8期計画基準額 年額65,460円（月額5,455円）

（改正後）第9期計画基準額 年額70,560円（月額5,880円）

※対前期比425円増

軽減措置を実施した後の保険料一覧（参考）

所得段階	改正前	改正後
第1段階	19,630円	21,160円
第2段階	32,730円	35,280円
第3段階	45,820円	49,390円
第4段階	58,910円	63,500円
第5段階	65,460円	70,560円
第6段階	81,820円	88,200円
第7段階	91,640円	98,780円
第8段階	108,000円	116,420円
第9段階	124,370円	134,060円
第10段階	140,730円	151,700円
第11段階	157,100円	169,340円
第12段階	176,740円	190,510円
第13段階	196,380円	211,680円

(2) 賦課期日後において、資格取得、喪失等があった場合の年間保険料額算定における適用区分の追加（第9条第3項）

要保護者で、その段階を適用した場合、保護を要しない状態となる者（境界層）について、その段階となる際の年間保険料の算定について、第6段階以降の適用区分を追加します。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第13号	和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担当	長寿あんしん課

【目的】

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布（厚生労働省令第16号）されたので、その内容に基づき、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めるものです。

【内容】

以下、4つの条例の一部改正を行います。

1. 和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）、
2. 和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）、
3. 和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第5号）
4. 和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）

全条例共通の改正点

- (1) 重要事項説明時の電磁的記録媒体の定義の改正。
- (2) 身体拘束の禁止及びやむを得ず実施した場合に必要な記録を行う規定の追加。
- (3) 原則として重要事項をウェブサイトに掲載する規定の追加。

1. 「和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の主な改正点
 - (1) 令和6年3月末廃止の指定介護療養型医療施設に係る記述の削除及び改正。
 - (2) 看護職員及び介護職員の員数の基準の緩和。
 - (3) 管理者が他事業所等の職務に従事できる基準の緩和。
 - (4) 利用者の病状急変時に備え、協力医療機関との対応を図る規定の追加。
 - (5) 身体拘束等の適正化を図るための措置を実施する規定の追加。
 - (6) 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減のための委員会設置の義務化。

(7) 介護サービスの質の向上のために、実施するサービス内容の明確化。

2. 「和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の主な改正点
 - (1) 令和6年3月末廃止の指定介護療養型医療施設に係る記述の削除及び改正。
 - (2) 管理者が他事業所等の職務に従事できる基準の緩和。
 - (3) 身体拘束等の適正化を図るための措置を実施する規定の追加。
 - (4) 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減のための委員会設置の義務化。
 - (5) 利用者の病状急変及び新興感染症等に備えるため、協力医療機関との対応を図る規定の追加。
3. 「和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の主な改正点
 - (1) 介護支援専門員の員数の規定を追加。
 - (2) 地域包括支援センターの管理者を主任介護支援専門員とすることの義務化
 - (3) 入院した利用者を担当する職員の職種を介護専門員に限定する規定の追加。
 - (4) 通常の事業実施地域以外に対応した場合の料金請求を可能とする規定の追加。
 - (5) テレビ電話等を活用してモニタリングを実施できる規定の追加。
4. 「和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の主な改正点
 - (1) 事業運営のために連携が必要な事業所として、地域包括支援センターを追加。
 - (2) 利用者数に対する配置する従業員数の緩和。
 - (3) 管理者が他事業所等の職務に従事できる基準の緩和。
 - (4) 利用申込者に対し、居宅サービス計画に関する説明を行う規定の追加。
 - (5) テレビ電話等を活用してモニタリングを実施できる規定の追加。

【施行期日】

令和6年4月1日から施行します。

議案第14号	和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例 を定めることについて
担当	障害福祉課

【目的】

今回の条例改正は、地方自治体独自の制度である重度心身障害者医療費の助成について、受給者の利便性等を考慮して、障害福祉サービスに関する援護の実施市町村と医療費助成の実施市町村の窓口を一本化させるものです。

【内容】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、令和5年4月1日から、障害福祉サービス等における居住地特例の対象施設に介護保険施設等が追加されました。

これに伴い今回の改正は、重度心身障害者医療費助成の実施市町村と障害福祉サービスに関する援護の実施市町村を一本化し、重度心身障害者医療費の受給者等の利便性を向上させるため、住所地特例の対象施設に介護保険施設等を追加するものです。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第15号	和光市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	市民環境部環境課

【目的】

近年、いわゆる「樹木葬」等、様々な形態の墓地や埋葬方法が増えていますが、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」では墓地等の形態について詳細に規定していないため、今後の墓地に対するニーズの増加・変化に適切かつ柔軟に対応するためには、条例により独自の制度運用を定める必要があること、また、現行規定の不備を解消するための改正を行います。

【内容】

- 1 墓地等の「施設の適合基準」についての例外規定を見直します。（第12条関係）
- 2 経営許可の申請を行った者が、経営の許可を受けてから1年以内に墓地の区域を拡張する場合において、既存の墓地面積と新たな区域の面積の合計が500m²以上となるときは同一の許可申請とみなし、第17条第1項による適用除外（市長との事前協議、近隣住民に対する説明会の開催や協議等を行わなくてよいとする規定）の対象としないこととします。（第17条第2項関係）

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第16号	和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例を定めることについて
担当	市民環境部環境課

【目的】

全国的にペット霊園等が増加傾向にあるように、近年のペットに対する供養のニーズは増加・変化変化しています。

こうした状況に適切に対応するため、必要な改正を行います。

【内容】

- 1 「ペット霊園の設置場所の基準」に適用除外規定を設けます。(第13条関係)
- 2 手続等に関する適用除外規定を設け、「和光市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成18年条例第14号)」と同様の運用ができるようにします。(第33条関係)

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第17号	和光市路上喫煙の防止に関する条例及び和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	市民環境部環境課

【目的】

和光市路上喫煙の防止に関する条例（平成18年条例第15号）は、「たばこの火から歩行者等の身体及び財産の安全を確保すること」を目的としていますが、近年火を使わない、いわゆる「加熱式たばこ」等が普及してきたことにより、現行の規定では適切な対応ができなくなっていること及び受動喫煙防止へ対応、また、吸い殻のポイ捨てに関して、「和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例（平成13年条例第29号）との整合を図るために、所要の改正を行うものです。

【内容】

- 1 和光市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正
 - (1) 目的規定に「喫煙マナーの向上」を加えます。（第1条関係）
 - (2) 「喫煙」の定義に、加熱式たばこ等の使用を含めます。（第2条第3号関係）
 - (3) 「路上喫煙等」の定義に、路上での喫煙の他、「たばこの吸い殻等のポイ捨て」を加えます。（第2条第4号関係）
 - (4) 「受動喫煙の防止等」に関する規定を新設し、喫煙者、私有地内に喫煙所や灰皿を設置する者に対して受動喫煙の防止について配慮を求める内容とします。（第7条関係）
- 2 和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の一部改正
上記1の(3)に関連して規定を改め、条例間の整合を図ります。（第15号関係）

【施行期日】

令和6年7月1日

条例の公布後約3か月間で、改正内容の周知や路上喫煙防止の意識啓発のための活動期間（キャンペーンの実施等）を設けるため、施行期日は令和6年7月1日としています。

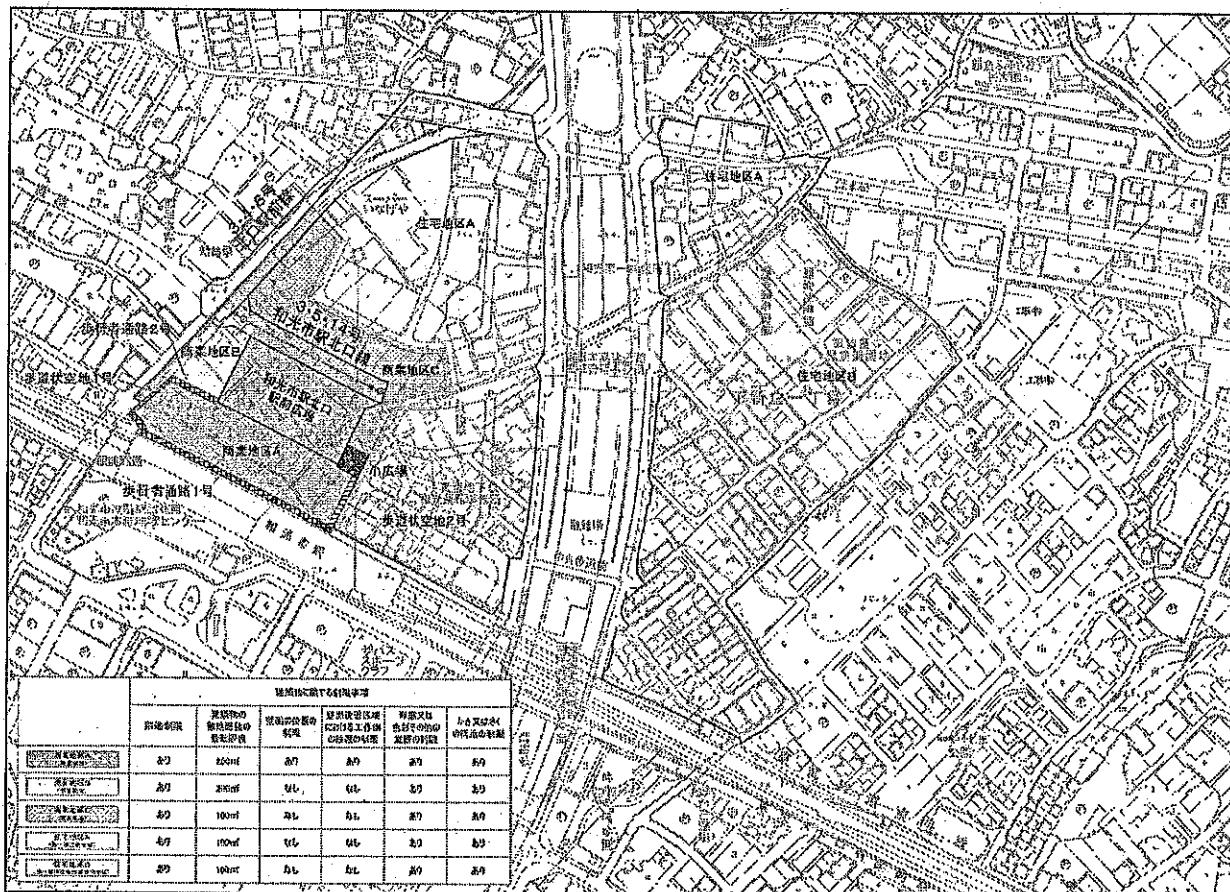
議案第18号	和光市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	都市整備課

【目的】

和光市駅北口地区の市街地再開発事業に伴い、この地区の地区計画の内容を変更することから、変更内容を当該条例に反映させるため改正を行うものです。条例で定めた内容は建築基準法の適用を受けるため、建築確認の際に地区計画が要件となるため、地区計画に沿ったまちづくりを行うことができます。

【内容】

和光市駅北口地区の区域を広げるとともに、商業地区を細区分し、地区内における建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を変更します。



【施行期日】

和光市駅北口地区地区計画の変更に係る都市計画法第21条第2項の規定による告示があった日から施行します。

議案第 19 号	和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	水道施設課

【目的】

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、改正を行うものです。

【内容】

本文中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正。

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

議案第20号	市道路線の認定について
担当	道路安全課
【目的】	
市道667号線の認定	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を、和光市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。	
【内容】	
1 認定する市道路線	
(1) 市道667号線	
起点 和光市下新倉四丁目2222番18地先	
終点 和光市下新倉四丁目2222番14地先	
幅員 4.50m～8.75m	
延長 65.28m	
【施行期日】	
議会承認後、縦覧・告示を行います。	

議案第32号	市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて
担当	職員課

【目的】

市長及び副市長の給料の月額を減額するものです。

【内容】

令和6年3月1日から同月31日までの間、市長及び副市長の給料の月額を10分の1減額します。

【施行期日】

公布の日から施行します。